

熊本県における市町村合併の状況等について

- 1 これまでの経緯について
 - ・ 国は平成 11 年度から、地方分権の進展、少子高齢化の進行、住民の日常生活圏の拡大、行政ニーズの高度化・多様化、国・地方の厳しい財政状況等の環境変化に対応するため、市町村合併を推進。
 - ・ 本県も、国の合併推進の指針等を受けて、平成 12 年 3 月には「市町村の合併の特例に関する法律(旧法)」の下で「熊本県市町村合併推進要綱」を、平成 18 年 5 月には「市町村の合併の特例等に関する法律(新法)」の下で「熊本県市町村合併推進構想」を策定して、県内市町村の合併協議を支援。この結果、平成 14 年度に「94」あった市町村が、平成 21 年度末には「45」に再編された。
 - ・ 本県では平成 18 年度より、合併市町村の支援を目的として合併の効果や課題の把握に努めており、平成 20 年 3 月には、比較的短期間で発現する効果等を中心に取りまとめ公表した。
 - ・ 合併市町村では、住民サービスの向上、広域的なまちづくりの展開、行財政の基盤強化などにおいて、一定の合併効果が現れている一方で、本庁が遠くなり不便になるなどの合併の課題については、各市町村で課題解決のための様々な取組みがなされているところである。
 - ・ 合併の効果や課題は、引き続き、中長期的に検証していく必要があるため、「合併市町村支援・連絡会議」等を活用しながら、意見交換や助言などの支援を行っている。
 - ・ このようなか、平成 15 年 4 月に合併した「あさぎり町」を始めとして、平成 25 年度から 27 年度にかけて、多くの合併市町村が合併 10 周年の節目を迎える。
 - ・ そこで、今後の合併市町村の支援に繋げるため、合併 10 周年を迎える市町村数が 8 団体と最も多い平成 26 年度において、改めて合併の効果や課題を整理し、併せて、客観的かつ総合的な検証を実施することとした。

「平成の合併」の主な経緯

「平成の合併」推進期間	
旧法	改正前新法
<p>市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号) (平成7年度～)</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号) (平成17年度～平成21年度)</p>
<p>改正後新法(現行法)</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号) (平成22年度～)</p> <p>※平成32年3月31日までの時限法</p>	<p>「自主的な市町村の合併の円滑化」</p>
<p>国・都道府県との関与</p>	<p>「自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化」</p> <p>総務大臣が市町村合併推進のための基本指針を策定</p> <p>都道府県は基本指針に基づき、市町村合併推進に関する構想を作成</p>
<p>自主的な市町村の合併を推進」</p>	<p>都道府県及び市町村に対する、必要な助言、情報の提供等 合併協議会の設置勧告</p> <p>内閣に市町村合併支援本部を設置し、市町村合併支援プランを策定</p>
<p>市町村に対する、必要な助言、情報の提供等</p>	<p>都道府県及び市町村に対する、必要な助言、情報の提供等 合併協議会の設置勧告</p> <p>内閣に市町村合併支援本部を設置し、市町村合併支援プランを策定</p>
<p>主な改正内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民発議制度の拡充 ・市となるべき要件の緩和 ・地方交付税の額の算定の特例(合併算定替の期間の延長) ・地域審議会の設置 ・地方債の特例(合併特例債)等
<p>国・都道府県との関与</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合併特例区、地域自治区制度の創設 ・市町村合併推進のための方策(都道府県による市町村合併の推進に 関する構想の作成、知事による合併協議会に関する勧告、斡旋) ・合併特例法の経過措置追加等
<p>主な改正内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目的を「合併の推進」から「合併の円滑化」に ・市町村合併推進のための方策を削除 ・合併の障害除去のための措置は存置

市町村合併の状況（全国）

都道府県別合併の進捗状況

都道府県名	H11.3.31の市町村数			H24.10.1の市町村数			減少率		
	内訳		村	内訳		村			
	市	町		市	町				
1 北海道	212	34	154	24	179	35	129	15	15.6%
2 青森県	67	8	34	25	40	10	22	8	40.3%
3 岩手県	59	13	30	16	33	13	15	5	44.1%
4 宮城県	71	10	59	2	35	13	21	1	50.7%
5 秋田県	69	9	50	10	25	13	9	3	63.8%
6 山形県	44	13	27	4	35	13	19	3	20.5%
7 福島県	90	10	52	28	59	13	31	15	34.4%
8 茨城県	85	20	48	17	44	32	10	2	48.2%
9 栃木県	49	12	35	2	26	14	12	0	46.9%
10 群馬県	70	11	33	26	35	12	15	8	50.0%
11 埼玉県	92	43	38	11	63	40	22	1	31.5%
12 千葉県	80	31	44	5	54	36	17	1	32.5%
13 東京都	40	27	5	8	39	26	5	8	2.5%
14 神奈川県	37	19	17	1	33	19	13	1	10.8%
15 新潟県	112	20	57	35	30	20	6	4	73.2%
16 富山県	35	9	18	8	15	10	4	1	57.1%
17 石川県	41	8	27	6	19	11	8	0	53.7%
18 福井県	35	7	22	6	17	9	8	0	51.4%
19 山梨県	64	7	37	20	27	13	8	6	57.8%
20 長野県	120	17	36	67	77	19	23	35	35.8%
21 岐阜県	99	14	55	30	42	21	19	2	57.6%
22 静岡県	74	21	49	4	35	23	12	0	52.7%
23 愛知県	88	31	47	10	54	38	14	2	38.6%
24 三重県	69	13	47	9	29	14	15	0	58.0%
25 滋賀県	50	7	42	1	18	13	6	0	62.0%
26 京都府	44	12	31	1	26	15	10	1	40.9%
27 大阪府	44	33	10	1	43	33	9	1	2.3%
28 兵庫県	91	21	70	0	41	29	12	0	54.9%
29 奈良県	47	10	20	17	39	12	15	12	17.0%
30 和歌山県	50	7	36	7	30	9	20	1	40.0%
31 鳥取県	39	4	31	4	19	4	14	1	51.3%
32 島根県	59	8	41	10	19	8	10	1	67.8%
33 岡山県	78	10	56	12	27	15	10	2	65.4%
34 広島県	86	13	67	6	23	14	9	0	73.3%
35 山口県	56	14	37	5	19	13	6	0	66.1%
36 徳島県	50	4	38	8	24	8	15	1	52.0%
37 香川県	43	5	38	0	17	8	9	0	60.5%
38 愛媛県	70	12	44	14	20	11	9	0	71.4%
39 高知県	53	9	25	19	34	11	17	6	35.8%
40 福岡県	97	24	65	8	60	28	30	2	38.1%
41 佐賀県	49	7	37	5	20	10	10	0	59.2%
42 長崎県	79	8	70	1	21	13	8	0	73.4%
43 熊本県	94	11	62	21	45	14	23	8	52.1%
44 大分県	58	11	36	11	18	14	3	1	69.0%
45 宮崎県	44	9	28	7	26	9	14	3	40.9%
46 鹿児島県	96	14	73	9	43	19	20	4	55.2%
47 沖縄県	53	10	16	27	41	11	11	19	22.6%
	3,232	670	1,994	568	1,719	788	747	184	46.8%

(総務省ホームページより)

H11.3.31 3,232
(670市1,994町568村)

▲
1,411

H18.3.31 1,821
(777市846町198村)

▲
94

H22.3.31 1,727
(786市757町184村)

▲
8

H24.10.1 1,719
(788市747町184村)

旧法下の取組み

新法下の取組み

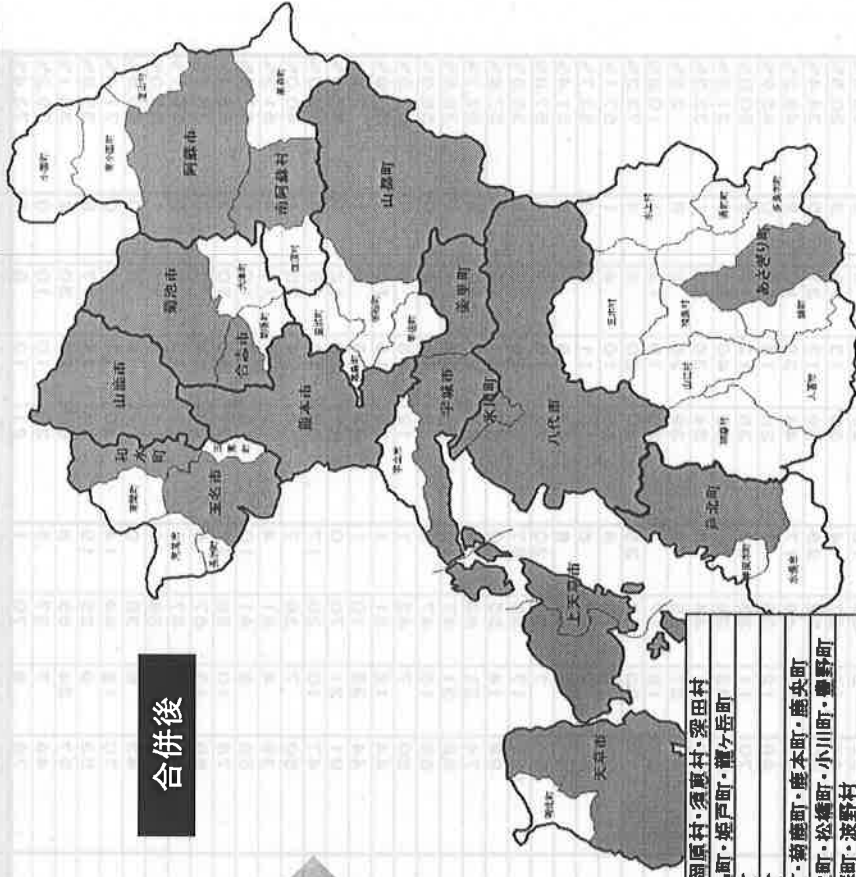
改正新法下の取組み

市町村合併の状況（熊本県）

合併前



合併後



平成15年3月31日現在

94市町村(11市、62町、21村)	
平均人口	19,780人(H12国調)
平均面積	78.8km ²

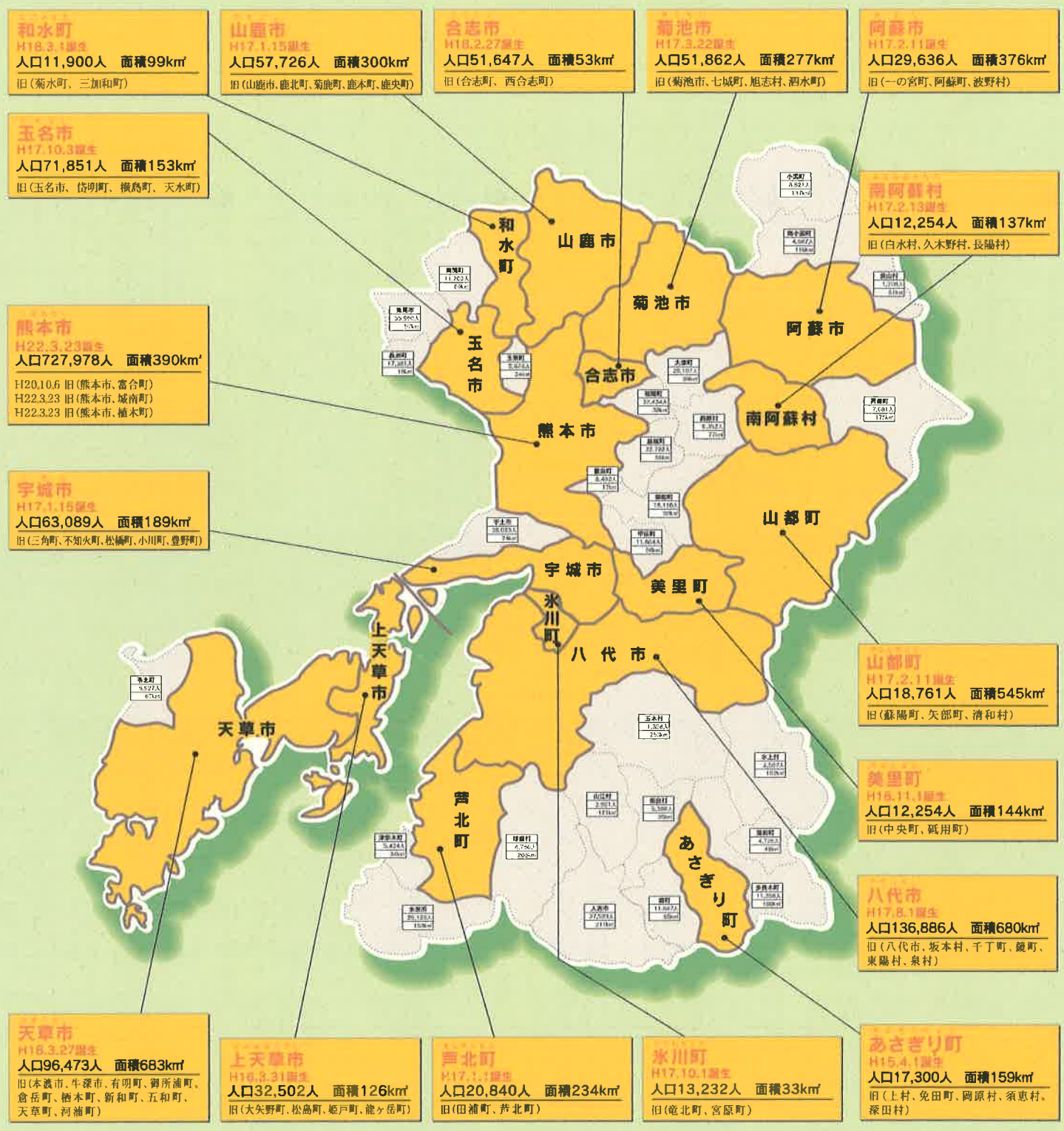
平成22年3月31日現在

45市町村(14市、23町、8村)	
平均人口	40,387人(H22国調)
平均面積	164.5km ²

1	H15. 4. 1	あさぎり町	上村・免田町・岡原村・須原村・梁田村
2	H16. 3. 31	上天草市	大矢野町・松島町・嬉戸町・龍ヶ岳町
3	H16. 11. 1	芦里町	中央町・砥用町
4	H17. 1. 1	芦北町	田浦町・西北町
5	H17. 1. 15	山鹿市	山鹿市・鹿北町・菊鹿町・鹿本町・鹿央町
6	H17. 1. 15	宇城市	三角町・不知火町・松籠町・小川町・豊野町
7	H17. 2. 11	阿蘇市	一の宮町・阿蘇町・深野村
8	H17. 2. 11	山都町	藤岡町・矢部町・清和村
9	H17. 3. 22	南阿蘇村	白木村・久木野村・豊陽村
10	H17. 3. 22	菊池市	菊池市・七城町・旭志村・羽水町
11	H17. 8. 1	八代市	八代市・坂本村・千丁町・藤町・東陽村・泉村
12	H17. 10. 1	米川町	奄北町・宮原町
13	H17. 10. 3	五名市	五名市・岱明町・権墨町・天水町
14	H18. 2. 27	合志市	合志町・西合志町
15	H18. 3. 1	和水町	菊水町・三和町
16	H18. 3. 27	天草市	本渡市・牛深市・有明町・御所浦町・倉岳町・柄本町・新和町・五和町・天草町・河浦町
17	H20. 10. 6	熊本市	熊本市・重合町
18	H22. 3. 23	熊本市	熊本市・城崎町
19	H22. 3. 23	熊本市	熊本市・樽木町

熊本県市町村合併地図

H22.3.23現在



合併により誕生した市町村数: 17地域 (10市 6町 1村) (関係市町村数: 66市町村<7市 46町 13村>)

現在の市町村数 45市町村【14市 23町 8村】【※H12.3月現在 94市町村 (11市 62町 21村)】

「合併効果の検証結果について」の概要 【平成20年3月 熊本県公表】

「合併効果の検証」

趣旨等

(1) 趣旨

- 旧合併特例法下で、県内の市町村数は市町村合併により94から48に再編され既に新しいまちづくり等が開始
- 合併市町村から「住民からは、なかなか『合併して良かった』という声が聞こえてこない」という意見あり
- そこで、合併市町村において現時点で発現している合併の効果、課題について調査を行い、広く周知することで、合併の効果、課題を正しく認識していただき、合併新法下における気運の醸成につなげていく

(2) 検証の視点・手法

- 合併効果の検証にあたっては、旧合併特例法下で県が平成11年度末に策定した「熊本県合併推進要綱」に示した合併効果に沿って、比較的短期間で発現する効果・課題を中心に調査を実施
- 1次調査として、合併の効果、課題を把握するため、合併市町村に対するアンケート調査(行政の視点)、旧市町村毎2名の住民モニターに対するヒアリング調査(住民の視点)を実施し、行財政データにより補完
- 2次調査として、1次調査で把握した課題の対応策について把握するため、合併市町村に対するヒアリング調査を実施

総合的な評価

	合併市町村	住民モニター
「評価している」 「ある程度評価している」	6割	4割
「あまり評価しない」 「評価しない」	0割	2割
「まだ評価できる時期ではない」	4割	4割

現時点での評価は概ね良好。しかし、合併の効果・課題は、合併後すぐ現れるものではないため、合併を評価することが出来るようになるまでには時間を要するとの意見も少なくない。

合併後短期間で現れる効果・課題

「合併推進要綱」(H12.3策定)に示した合併効果の視点

	効果	課題
① 広域的な観点からの地域づくり・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な観点からのまちづくり(道路、下水道整備等) 広域的な調整を要する振興策(観光、環境対策等) 公共施設の広域利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> 距離が広がったことによる影響 住民と行政、あるいは住民同士の心理的距離感の増大
② 住民サービスの充実・維持	<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化の進行に対応した保健・医療・福祉分野等における住民サービスの充実 	<ul style="list-style-type: none"> 住民負担の適正化等による財政基盤の強化のための住民サービスの見直し、各種公共料金等の引き上げ
③ 行財政運営の効率化と基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> 人件費をはじめとした行政経費の削減による財政の効率化 専門組織の新設や専任職員の配置による行政体制の整備 国や県などへの職員派遣等の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 支所等の職員の減少や旧市町村間を越えた人事異動等によるコミュニケーション不足から感じる寂しさや不安

「合併推進要綱」以外の視点

④ 合併以外の要因による課題	<ul style="list-style-type: none"> 国の三位一体の改革による地方財政改革の財政状況への影響 住民負担の適正化等による財政基盤の強化のための住民サービスの見直し、各種公共料金等の引き上げ(再掲)
----------------	---

課題への対応策

住民が求める対応策

- 合併に伴う課題、合併以外の要因による課題に拘わらず、行政からの住民説明や意見交換を通じた住民と行政との意思疎通を図っていくことが求められている。

合併市町村における取組

- 市町村の区域が広がったことに伴う課題の対応策
 - 巡回バスや福祉バス、乗合タクシーの導入による移動手段の確保
 - 会議・行事の持ち回り開催、支所等への総合窓口の設置による身近な場所での行政サービスの実施
 - 住民と直接対話を行う住民座談会等の実施
 - 小学校区や行政区毎に担当職員を定め地域と行政とのパイプ役とする取組
 - 地域コミュニティの充実・強化による住民自治や住民協働、地域活性化の取組
- 合併を契機に水準が低下したと受け止められている住民サービスへの対応策
 - 説明責任を意識し、住民に理解を求めため、サービス水準の変更理由・経緯等に関する情報提供や説明の徹底
 - 研修により職員の資質の向上と組織間の連携を図る
- 合併に伴う市町村役場の変化への対応策
 - 研修による職員の接遇の向上
 - 住民サービスへの影響に配慮した人員配置
 - 国や県等との人事交流による専門的知識の習得や能力の開発
- 合併以外の要因による課題の対応策
 - 行財政改革の推進状況及び原因分析も含めた財政状況の現状や将来見通し、それに伴う財政計画の見直しといった合併市町村の取組について住民説明を実施し、理解を求め

「熊本縣市町村合併支援プラン」等に基づく県の支援、助言

合併市町村における取組の継続

- 市町村の一体感の醸成
- 行財政の効率化、基盤強化
- 住民自治の取組

更なる合併効果の発現、課題の解決

「平成の合併」について（概要）

合併の進捗状況等

平成11年以來、基礎自治体の行財政基盤確立のため、全国的に市町村合併を推進
平成11年～平成17年：手厚い財政措置（合併特例債の創設や合併算定替の期間延長）
平成17年～：国・都道府県の積極的な関与

市町村数：3,232（H11.3.31）⇒1,727（H22.3.31）となり、相当程度進捗

平成の合併の評価

合併の本来の効果が現れるまでには10年程度の期間が必要であると考えられ、現時点では短期的な影響の分析に止まらざるを得ないが、多くの合併市町村の行政・住民、また世論の合併への評価は大きく分かれている。

《評価の背景》

合併による主な効果

- ① 専門職員の配置など住民サービス提供体制の充実強化
- ② 少子高齢化への対応
- ③ 広域的なまちづくり
- ④ 適正な職員配置や公共施設の統廃合などの行財政の効率化

合併による主な問題点・課題

- ① 周辺部の旧市町村の活力喪失
- ② 住民の声が届きにくくなっている
- ③ 住民サービスの低下
- ④ 旧市町村地域の伝統・文化、歴史的な地名などの喪失

今後の合併に対する考え方

- 平成11年以來の全国的な合併推進については、10年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く現下の状況を踏まえ、現行合併特例法の期限である平成22年3月末で一区切り
- その上で、平成22年4月以降は、自主的に合併を選択する市町村に円滑化のための特例を用意
- 旧合併特例法及び現行合併特例法下の合併市町村については、引き続き、確実に支援

これからの基礎自治体の展望

地域主権改革の進展等により、基礎自治体である市町村の役割はより一層重要になる。

- ① 市町村合併による行財政基盤の強化
 - ② 共同処理方式による周辺市町村間での広域連携など
 - ③ 都道府県による補完
- ⇒
それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択